

地域旅客船安全協議会に関するQ & A

地域旅客船安全協議会の設置
Q1 本制度の対象となる事業者の範囲は？
Q2 必ず協議会を設置しなければならないのか？
Q3 誰がどのように取りまとめて設置するのか？ 事務局は事業者以外でもよいのか？
Q4 協議会設置にどのような手続きが必要なのか？ どこで手続きできるのか？
Q5 同一海域を航行する事業者が中心となり組織するということだが、「同一海域」とは何をもって判断するのか？
Q6 同一海域を航行する事業者が他にいない場合は、協議会を設置しなくてよいのか？
Q7 漁業関係者及び自治体は必ず参画しないとイケないのか？
Q8 漁業関係者および自治体への働きかけは運輸局より行われるのか？
Q9 連携する「漁業関係者」「自治体」の定義は？
Q10 運輸局等や海上保安部は協議会の一員にならないのか？
Q11 地区旅客船協会に協力を求めてよいのか？ また、地区旅客船協会への加入をもって協議会に加入していることにならないのか？
Q12 協議会を設置すると、どのような良いことがあるのか？
Q13 既存の協議会ではいけないのか？
Q14 既存の協議会規則をそのまま使用してよいのか？
Q15 協議会を設置した場合の運営費補助は受けられるか？
Q16 協議会の内容に変更があった場合は手続きが必要なのか？
Q17 協議会を廃止したい場合は手続きが必要なのか？
Q18 協議会で安全性向上に取り組んでいることをPRしたいが、国土交通省でもPRしてもらえないか？
地域旅客船安全協議会の取組
Q19 協議会としてどのような取組をすればよいのか？
Q20 運航に必要な情報の共有について、何をどのような手順で共有すればよいのか？
Q21 運航可否判断の共有について、だれがどのような手順で共有すればよいのか？
Q22 安全管理規程上、運航可否判断は各社で行うことになっているため、運航可否判断を共有することにどのような意味があるのか？
Q23 他社とは船の大きさが異なり、運航中止基準も異なる。運航中止基準が異なる他社から自社の運航に対し意見を言われ、それに従わないとイケないのか？
Q24 協議会における他社との運航に関する共同行為は、独占禁止法に抵触しないか？
Q25 安全講習・訓練はどのようなことを実施すればよいのか？
Q26 安全に関する情報の検討・分析はどのようなことを実施すればよいのか？
Q27 総会は開催しなければならないのか？また、開催頻度は？
Q28 総会には安全統括管理者、運航管理者、船長のどのレベルが出席すればよいのか？
Q29 取組状況の報告は必要なのか？どのような報告をすればよいのか？
Q30 設置された協議会において安全協議会としての取組を行っていない場合、処分されるのか？

地域旅客船安全協議会の設置

Q1 本制度の対象となる事業者の範囲は？

海上運送法に規定する船舶運航事業者（貨物のみの輸送を除く。）が対象です。

Q2 必ず協議会を設置しなければならないのか？

設置は任意となります。

Q3 誰がどのように取りまとめて設置するのか？ 事務局は事業者以外でもよいのか？

同一海域を航行する複数の船舶運航事業者間で設置を協議頂き、管轄の運輸局旅客課等にご相談ください。

事務局は、事業者以外でも問題ありません。

Q4 協議会設置にどのような手続きが必要なのか？ どこで手続きできるのか？

運輸局等への届出が必要です。管轄の運輸局旅客課等に、「地域旅客船安全協議会設置届出書」を、協議会の規約、規則及び会員名簿を添えて提出してください。

Q5 同一海域を航行する事業者が中心となり組織するということが、「同一海域」とは何をもって判断するのか？

「同一海域」の解釈については、主に気象・海象条件の同一性や地理的近接性等に基づき判断頂ければ幸いです。詳しくは管轄の運輸局旅客課等にご相談ください。

Q6 同一海域を航行する事業者が他にいない場合は、協議会を設置しなくてよいのか？

協議会の設置は任意ですが、同一海域を航行する事業者が他にいない場合も、漁業関係者等（同一海域を航行する漁業者又は同一海域を利用する漁業協同組合及び漁業関係者と同様の取組が可能な地域関係者）が構成員となることにより、協議会を設置することができます。

Q7 漁業関係者及び自治体は必ず参画しないといけないのか？

漁業関係者及び自治体の参画は必須ではありませんが、地域全体の安全レベルの向上を図る目的から、参画を推奨しています。漁業関係者及び自治体との協議にあたっては、まずは管轄の運輸局旅客課等にご相談ください。

Q8 漁業関係者および自治体への働きかけは運輸局より行われるのか？

運輸局等からも働きかけを行ってまいります。特に漁業関係者についてはケースバイケースで事業者の皆様からお声かけいただいたほうがよい場合もあります。想定されている相手先がございましたら運輸局旅客課等にご相談ください。

Q9 連携する「漁業関係者」「自治体」の定義は？

「漁業関係者」とは、同一海域を航行する漁業者又は同一海域を利用する漁業協同組合を指します。

「自治体」については、船舶運航事業で利用する港が存在する市町村を原則とします。

Q10 運輸局等や海上保安部は協議会の一員にならないのか？

運輸局等は、オブザーバーとして協議会の総会等に出席し、必要に応じて協議会の取組への支援を行います。

海上保安部は、取締機関としての立場から、協議会の一員ではなく、協議会で実施する安全講習及び訓練に外部協力します。

Q11 地区旅客船協会に協力を求めてよいか？また、地区旅客船協会への加入をもって協議会に加入していることにならないのか？

地区旅客船協会に協力を依頼することは差し支えありません。

地域旅客船安全協議会の要件として、「運航に必要な情報及び運航可否判断の共有」「安全講習及び訓練を通じた安全に関する情報の共有」「総会の開催」に関する規約及び規則を備えている必要があります。単に地区旅客船協会に加入していることをもって地域旅客船安全協議会に加入していることにはなりません。

Q12 協議会を設置すると、どのような良いことがあるのか？

事業者や地域の関係者が運航に関する知見を共有し、相互連絡体制を構築することにより、安全意識を高め、地域全体の安全レベルの向上を図ることができます。

また、国土交通省ホームページに全国の協議会名が掲載されることで、加入事業者が安全性向上に取り組んでいることを利用者にPRすることができます。

Q13 既存の協議会ではいけないのか？

既存の協議会の中にも安全性向上に取り組まれている協議会が存在することは把握していますが、地域旅客船安全協議会は、事業者や地域の関係者が運航に関する知見を共有し、相互連絡体制を構築することにより、安全意識を高め、地域全体の安全レベルの向上を図ることを目的とした協議会であり、既存の協議会に加入している事業者も、地域旅客船安全協議会の届出について検討をお願いします。

なお、地域旅客船安全協議会の要件を満たしていれば、既存の協議会の名称、独自の規則を変更することなく届出が可能となります。

Q14 既存の協議会規則をそのまま使用してよいか？

地域旅客船安全協議会の要件を満たしていれば、既存の協議会規則をそのまま使用可能です。「運航に必要な情報及び運航可否判断の共有」「安全講習及び訓練を通じた安全に関する情報の共有」「総会の開催」に関する規約及び規則を備えていることが地域旅客船安全協議会の要件です。規約及び規則の作成例もありますので、詳しくは管轄の運輸局旅客課等にご相談ください。

Q15 協議会を設置した場合の運営費補助は受けられるか？

運営費補助はありません。

Q16 協議会の内容に変更があった場合は手続きが必要なのか？

協議会に関する事項（規約、規則、会長、会員及び構成員）に変更が生じた場合は、変更が生じた日から30日以内に、「地域旅客船安全協議会変更届出書」により、管轄の運輸局旅客課等に届け出てください。その際、変更に係る参考書類（変更後の規約、規則、会員名簿のほか、変更に係る総会議事録の写し等）を添付してください。

Q17 協議会を廃止したい場合は手続きが必要なのか？

協議会を廃止した場合は、廃止の事実が発生した日から30日以内に、「地域旅客船安全協議会廃止届出書」により、管轄の運輸局旅客課等に届け出てください。

Q18 協議会で安全性向上に取り組んでいることをPRしたいが、国土交通省でもPRしてもらえないか？

運輸局等に届け出られた協議会については、協議会設置地域名、協議会名及び会員名を国土交通省のホームページに掲載します。また、優良事例と認められるものについて、協議会の承諾を前提に、取組内容を掲載します。

地域旅客船安全協議会の取組

Q19 協議会としてどのような取組をすればよいのか？

以下の3つの取組を実施してください。

- 運航に必要な情報及び運航可否判断の共有
- 安全講習及び訓練を通じた安全に関する情報の共有
- 総会の開催

具体的な取組内容は、令和5年10月31日付け通達を参照してください。

Q20 運航に必要な情報の共有について、何をどのような手順で共有すればよいのか？

気象及び海象に関する情報又は官公庁の発する運航に関する情報等のうち、運航に必要と判断される情報について、出航前及び運航中に、運航管理者間で共有してください。共有の方法は任意となります。

Q21 運航可否判断の共有について、だれがどのような手順で共有すればよいのか？

運航管理者は、出航前及び運航中において、自社（個人経営の場合、自身）の運航可否判断を、他の会員の運航管理者及び構成員（協議会に参画している漁業関係者等）に対して共有してください。共有の方法は任意となります。

Q22 安全管理規程上、運航可否判断は各社で行うことになっているため、運航可否判断を共有することにどのような意味があるのか？

運航可否判断の共有については、会員が、運航可否判断を他の会員及び構成員に対して共有し、意見を求め、本取組において、会員自らの安全管理規程に照らして運航を中止すべき事実を把握した場合、会員は運航を中止します。運航可否判断はあくまで自社（個人経営の場合、自身）の責任となりますが、自社の安全管理規程及び日々の運航可否判断を他の会員及び構成員間で共有することにより、他の会員及び構成員に相談することができ、より客観的な運航可否判断が可能になります。

Q23 他社とは船の大きさが異なり、運航中止基準も異なる。運航中止基準が異なる他社から自社の運航に対し意見を言われ、それに従わないといけないのか？

運航可否判断の共有については、会員が、運航可否判断を他の会員及び構成員に対して共有し、意見を求め、本取組において、会員自らの安全管理規程に照らして運航を中止すべき事実を把握した場合、会員は運航を中止します。運航可否判断はあくまで自社の安全管理規程に基づいて行うことに変わりなく、他社と運航中止基準が異なっても取組上問題ありません。

Q24 協議会における他社との運航に関する共同行為は、独占禁止法に抵触しないか？

運航に必要な情報及び運航可否判断の共有等、安全上必要な場合を除き、会員間において、運航予定を調整するなどの行為は、独占禁止法上問題となるため、十分注意してください。

Q25 安全講習・訓練はどのようなことを実施すればよいのか？

安全講習・訓練で実施する内容は任意ですが、会員に共通する安全に関する情報（当該海域における海難事故の傾向及び危険箇所の把握、避難港の活用等）について検討及び分析を行い、その結果を踏まえて実施してください。

Q26 安全に関する情報の検討・分析はどのようなことを実施すればよいのか？

会員に共通する安全に関する情報（当該海域における海難事故の傾向及び危険箇所の把握、避難港の活用等）について、運航管理者間で協議してください。

Q27 総会は開催しなければならないのか？また、開催頻度は？

協議会事務を円滑に処理するため、年に1回は総会を開催してください。

Q28 総会には安全統括管理者、運航管理者、船長のどのレベルが出席すればよいのか？

安全統括管理者は必ず出席してください（全員ではなく、各社1名で構いません）。

Q29 取組状況の報告は必要なのか？どのような報告をすればよいのか？

毎年度（原則4月～3月）終了後30日以内に、「地域旅客船安全協議会取組状況報告書」により、前年度の取組内容がわかる書類（運航可否判断の実施記録、安全講習及び訓練の結果概要、総会議事録の写し等）を添付し、運輸局旅客課等に報告してください。

Q30 設置された協議会において安全協議会としての取組を行っていない場合、処分されるのか？

本制度は任意の取組であり、行政処分は想定しておりません。